

伊豆の国市垂山生涯学習センターの設置及び管理に関する条例 (平成17年4月1日条例第68号)

最終改正:平成18年7月4日条例第24号

改正内容:平成18年7月4日条例第24号 [平成20年1月10日]

○伊豆の国市垂山生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

平成17年4月1日条例第68号

改正

平成17年12月20日条例第158号

平成18年3月15日条例第9号

平成18年7月4日条例第24号

伊豆の国市垂山生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、伊豆の国市垂山生涯学習センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 生涯学習の振興を図るため、伊豆の国市垂山生涯学習センター（以下「センター」という。）を伊豆の国市奈古谷1251番地の1に設置する。

(事業)

**第3条** センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習の情報の提供及び学習相談に関すること。
- (2) 生涯学習の機会及び場所の提供に関すること。
- (3) 児童の健全育成事業に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習推進のため教育委員会が必要と認める事業

(使用時間)

**第4条** センターの使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

**第5条** センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の承認)

**第6条** センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、センターの管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不承認)

**第7条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないことができる。

- (1) センターの使用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの使用が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 前条第1項の承認を受けようとする者がセンターを営利を図る目的で使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) センターの使用がセンターの管理又は運営のため支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適当と認められるとき。

(使用の承認の取消し等)

**第8条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。
- (2) 第6条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が同条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償の義務)

**第9条** センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

**第10条** 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項のセンターの管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定による使用時間の変更
- (2) 第5条ただし書の規定による休館日の変更及び臨時の休館の決定
- (3) 第6条第1項の承認及び同条第2項の規定による条件の付与

(4) 第8条第1項の規定による承認の取消し又は使用の制限

(5) センターの施設の維持管理に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の使用時間の変更並びに同項第2号の休館日の変更及び臨時の休館の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付)

**第11条** 指定管理者が前条第2項の規定により行う第6条第1項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

**第12条** 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、その管理に係るセンターの利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第13条** 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 教育委員会規則で定める日までに使用の取消しの申出があったとき。

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の垂山町生涯学習センターの設置及び管理等に関する条例（平成10年垂山町条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則（平成17年12月20日条例第158号）

##### 改正

平成18年7月4日条例第24号

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の伊豆の国市垂山生涯学習センターの設置、管理等に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により教育委員会がした承認その他の行為（改正後の伊豆の国市垂山生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）がした承認その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際旧条例第4条第1項の規定により教育委員会に対してされている申請は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請とみなす。

4 新条例第11条第2項の規定による教育委員会の承認があるまでの間は、新条例別表に定める額を同項の規定により教育委員会の承認を得た利用料金（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。）の額とみなす。

#### 附 則（平成18年3月15日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成18年7月4日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項、附則第6項及び附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

別表（第11条第2項関係）

## 伊豆の国市垂山生涯学習センターの利用料金

## (1) 施設

区分		利用料金					
		午前8時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
1階	小会議室	円 2,000	円 2,000	円 2,000	円 4,000	円 4,000	円 6,000
	会議室1	2,000	2,000	2,000	4,000	4,000	6,000
	会議室2	2,000	2,000	2,000	4,000	4,000	6,000
	和室	2,000	2,000	2,000	4,000	4,000	6,000
	厨房室	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000
	全室	8,000	8,000	8,000	16,000	16,000	24,000
2階	会議室3	2,000	2,000	2,000	4,000	4,000	6,000
	大会議室	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000
	図書室	2,000	2,000	2,000	4,000	4,000	6,000
	全室	6,000	6,000	6,000	12,000	12,000	18,000
	全館	13,000	13,000	13,000	26,000	26,000	36,000

備考 次の(1)又は(2)に該当する場合の額は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 市の区域内に住所を有する者が使用するとき。

(2) 市の区域内に住所を有する者又は市の区域内の事業所等に勤務する者が半数以上を占める団体が使用するとき。

## (2) 附属設備

区分	利用料金
冷暖房設備	1室当たり1回につき500円
厨房設備	1回につき1,000円